Ⅳ．世界における密輸動向等

１．不正薬物

（WCO[1]発行の「illicit Trade Report 2013[2]」に基づき作成。）

イ．あへんアルカロイド系麻薬

・2013 年のあへんアルカロイド系麻薬の摘発は、約 75 カ国から CEN への入力があった（2012 年より 10 カ国増加）。

・2013 年のあへんアルカロイド系麻薬の摘発は、件数ベースでは 14%減少したものの、パキスタンにおける大量のけしがらの摘発があったことから、押収量ベースでは大幅に増加した。パキスタン国内のカラチ、サッカル、ファイサラバードなどにおいて、大型トラックから摘発されたけしがらは 80 トンを超える。

・その結果、ヘロイン、あへん、モルヒネ、コデインといった従来型のあへんアルカロイド系麻薬の押収量は、2012 年とほぼ同量の約 10 トンであった。

・2013 年は、東・中央ヨーロッパ地域、中東地域及び米国における製造量は大幅に増加した一方、西ヨーロッパ地域、独立国家共同体（CIS）地域及び東南アフリカ地域では大幅に減少したものと見られる。

①　ヘロイン

・2013 年のヘロイン摘発件数は 1,316 件であり、2012 年の 1,696 件から大幅に減少した。

・押収量ベースでは 2013 年は 6,423kg であり、2012 年の 6,203kg から約 4%増加した。

・2013 年に押収量の多かった上位 10 カ国は、いずれも 100kg 超のヘロインを押収した。このうち、米国が 2,730kg（550 件）と突出しており、トルコが 1,436kg（4 件）、オランダが 302kg（25 件）、スリランカが 261kg であった。スリランカが当該 10 カ国に入ったのは初めてである。

・上位 10 カ国のうち、フランス、ドイツ及びパキスタンは、2012 年においても 100kg を超える摘発があったが、イタリア、ブルガリア及びジョージアは、2012 年には上位 10 カ国に入っていなかった。

・2013 年の摘発を件数ベースで見ると、陸路（33%）、航空（旅客及び貨物）（24%）、郵便、急送貨物（20%）の順となっている。

---

[1] 世界税関機構（World Customs Organization）。各国の関税制度の調和・統一及び国際協力を推進すること等を目的として 1952 年に設立された国際機関であり、2014 年 7 月現在、179 か国・地域が加盟。

[2] CEN（Customs Enforcement Network：税関監視取締ネットワーク）データベースに登録された 2013 年の摘発情報に基づき作成されている。

[3] 向精神薬に関する条約により規制されている物質を指し、アンフェタミン、メタンフェタミン、MDMA 等を含む。日本は 1990 年に本条約に加盟。

・仕出国については、トルコ（32 件、1,650kg）、メキシコ（324 件、1,638kg）、パキスタン（71 件、671kg）、インド（184 件、185kg）、イラン（30 件、155kg）、オランダ（67 件、151kg）、ギリシア（７件、113kg）の順となっている。

② あへん

・あへん摘発にかかる CEN データベースへの報告件数は、2012 年の 277 件に対し、2013 年は 298 件あった。

・一方、2013 年のあへんの押収量は、2012 年の 4,576kg から大幅に減少し 1,726kg であった。

・過去３年連続して、世界全体のあへん押収量の約 70%は米国から報告されている。

・2013 年に 80kg を超えるあへんの摘発があった国は他に３カ国あり、ドイツ（25 件、266kg）、パキスタン（７件、84kg）、ジョージア（１件、80kg）であった。

・あへん摘発の件数ベースの約 70%（主に米国）、押収量ベースの約 40%が、郵便・急送貨物によるものであった。

・あへん摘発の件数ベースの約 10%（主にヨーロッパ）、押収量ベースの約 25%が、陸路によるものであった。

・2013 年のあへん摘発の仕出国については、英国（61 件、142kg）、ラオス（58 件、171kg）、イラン（47 件、30kg）、タイ（35 件、105kg）、インド（19 件、26kg）、中国（11 件、43kg）、トルコ（10 件、250kg）、パキスタン（８件、88kg）、オランダ（３件、690kg）、アゼルバイジャン（２件、80kg）となっている。

ロ．コカイン

・世界でのコカイン摘発件数は、2012 年は 6,244 件、2013 年は 6,296 件と件数ベースではそれほど変化がなかった。

・しかしながら、押収量については、2012 年の 119,253kg と比べると、2013 年は 80,996kg であり、30 パーセント減少している。

・2012 年と 2013 年の押収量は、北アメリカ（2013 年；24 トン、2012 年；26 トン）及びアジア大洋州（2013 年及び 2012 年；約１トン）ではそれほど大きな変化はみられなかったものの、西欧（2013 年；34 トン、2012 年；19 トン）は増加が顕著であった。また、南米（2013 年；20 トン、2012 年；71 トン）については、大幅に減少しており、これは 2012 年の Container Control Programme Joint Port Control Units による大規模な摘発の影響を受けたものである。

・世界の押収量の 99 パーセントを占めている上記４地域に加え、独立国家共同体（CIS）地域及びアフリカ地域での摘発が増加した。

・西欧及び北米が主要な消費地であることはいうまでもない（押収量全体の約８割を占める）。

・2012 年及び 2013 年におけるコカイン摘発件数に関し、その密輸手段としては、航空機旅客及び郵便、急送貨物が全体の 75 パーセントを占めており、次いで陸路または海上輸送が 18 パーセントを占めた。
・押収量で見ると、船舶を用いた密輸が最も多かった。2013 年では、海上貨物からの摘発は、件数として全体の５パーセントであったにもかかわらず、押収量では世界での摘発の約 66 パーセントを占めている。海上輸送には、商業船舶、釣り船、ヨット、及びコンテナが含まれる。隠匿手口は巧妙（ボート上への隠匿・コンテナの二重底・果物あるいは野菜のくり抜き及び再包装等）であり、一船舶あたりの摘発額は数千万ユーロにもなる。
・陸路については、依然として“安全な手段“とされている。陸路による摘発件数は、2012 年と 2013 年に大きな変化はないが、押収量については 2012 年の 24 トンから 2013 年は 11 トンと減少している。
・航空機旅客は、コカインの密輸に関し、引き続き重要な役割を担っている。特に、経由地となる国（特にアフリカ及びカリブ海諸国）において航空機旅客による密輸が多く行われており、想定外の隠匿手口が用いられることもある。税関当局は、X 線検査装置や探知犬などの検査機器を活用し、このような手口への対応にあたっている。
・郵便、急送貨物については、税関当局による取締りが困難ということもあり、非常にセンシティブな密輸経路となっている。2013 年には、郵便・急送貨物から 2,000 件（３トン）もの摘発がなされており、決して少量とはいえない状況である。2012 年に WCO が中国税関と協力して実施したオペレーションスカイネットにより、薬物及び前駆物質密輸手段としての郵便・急送貨物の可能性が示された。
・2013 年のコカイン摘発件数上位 10 カ国を見ると、消費地域（北米及び西欧）及び仕出地からそれぞれ５カ国がランクインした。
・2012 年及び 2013 年におけるコカイン摘発は、件数ベースではほとんど同じ国が上位 10 カ国に入っており、これら１０カ国による押収量についても大きな変化はみられなかった。
・しかしながら、押収量ベースでは状況が変わる。第１に、押収量で上位 10 カ国に入った国の 2013 年における押収量は、2012 年に比べ 30 パーセント減少している。さらに、2012 年には上位 10 カ国に含まれていたアルゼンチン、フランス、ドイツ、及び香港が 2013 年にはランク外となっており、代わりにエクアドル、ブラジル、ウルグアイ及びパナマが上位 10 カ国に入った。
・米国では、2013 年は前年に比べ摘発件数が約 10 パーセント減少しており、また押収量については約 20 パーセント減少している。メキシコが依然として米国で摘発されたコカインの主要仕出国となっている。
・スペイン及びオランダについては、2013 年の押収量がそれぞれ 200 パーセント、300 パーセント超の増加率となっている。これは、2013 年の大規模な摘発の影響を受けたものである。2013 年７月 17 日、スペイン税関は公海上の船舶から 3.3 トン

のコカインを摘発しており、またオランダ税関は、アムステルダム港で海上貨物から 1,031 キロのコカインを摘発している。

・2013 年は、押収量の大幅な減少にも関わらず、大規模な摘発が比較的多く、500 キログラムを超える摘発が 24 件、また、1 トンを超える摘発が 12 件あった。

ハ．大麻

・大麻は依然として世界中で最も容易に入手でき、広く使用されている薬物である。気候がその栽培条件に適している地域が多いことから、世界中で栽培されている。

・大麻栽培に適さない気候条件の地域（主に北半球）では、室内栽培や水耕栽培が行われている。この栽培方法では通常よりテトラヒドロカンナビノール（THC）の含有率が高いものが生成される。

・2013 年は約 100 カ国から大麻摘発にかかる CEN データベースへの報告があった。

・2012 年及び 2013 年に摘発された大麻草と大麻樹脂の摘発件数及び押収量には、大きな変化はみられず、大麻樹脂の摘発件数が約 2,000 件（押収量 200 トン）、大麻草が約 15,000 件（押収量 1,400 トン）であった。

・大麻草については、摘発件数のみでなく、押収量も前年と比較して大幅に増加した。

・2011 年から 2013 年までの間、大麻草の摘発が最も多い国は言うまでもなく米国であった。2013 年の米国における大麻草の押収量は 1,301 トン、全世界の合計が 1,377 トンであり、米国における押収量は CEN データベースに報告された世界各国の押収量全体の 94%以上を占めた。

・昨年同様、米国内で摘発された大麻草の大部分がメキシコ来の貨物によるものであった。

・2013 年に大麻草の押収量が 2.5 トンを超えた上位 10 カ国のうち、スペイン、インド、マラウイ、及びポーランドは 2012 年は圏外であった。また、ブルキナファソ、バングラデシュ、アルゼンチン、イタリア及びアルバニアでは、変わらず大麻草の摘発が多かった。

・CEN データベースに報告された大麻の仕出国としては、メキシコが群を抜いており、メキシコ仕出しの大麻 202 トンのうち大部分が米国仕向け、次いでインド（21 トン）、ガーナ（20 トン）、アルバニア（９トン）仕向けであった。

・2013 年に摘発された特筆すべき３事例は以下のとおり。

1. 2013 年７月 25 日、米国国土安全保障省税関・国境取締局（CBP）職員がメキシコとの国境に位置するキャレキシコ（calexico）において、メキシコ来のトレーラー・トラックから大麻草（15,990kg）を摘発。
2. 2013 年７月 23 日、インド税関がシリグリ（Sliguri）において、国内を移動中のトラック貨物から大麻草（4,088kg）を摘発。
3. 2013 年７月 23 日、ブルキナファソ税関がガーナ仕出しマリ向けの自転車から大麻草（1,160kg）を摘発。

・大麻樹脂に関しては、2013 年は前年に比べ、摘発件数で 5%、押収量で 15%減少した。

・大麻樹脂に関してはここ十数年、スペインにおける摘発が最も多く、CEN データベースに報告された 2013 年の世界全体の押収量 125 トンのうち、スペインにおける押収量は 125 トンと全体の 70 パーセントを占めた。
・2013 年の押収量が 500 トンを超えた上位 10 カ国のうち、モロッコとドイツは前年も当該 10 カ国に入っていた。モザンビークはわずか１件の摘発であったが、その押収量は５トンを超えるものであった。フランスは 16.5 トンを摘発しており、前年の 10.9 トンから大きく増加した。また、オランダ、リトアニア、パキスタン、ノルウェー及びイエメンでは前年に比べ押収量が大きく減少した。
・モロッコは 2013 年の主要な仕出国であり、同国を仕出しとする摘発が 135 トンあった。その他の国を仕出しとする摘発は１トンにすぎなかった。
・スペインは大麻草の押収量が最も多い国であるが（31.7 トン）、実際のところは仕出国というよりは経由国である。
・摘発件数でみると、陸路（トラック、バン、バス、自家用車）による運送手段が利用されやすい傾向（全体の 48%）にあり、次いで航空輸送（44%）、海上輸送と続く。押収量でみると、海上輸送による押収量が非常に多かった。
・2013 年、WCO メンバーによる特筆すべき摘発は以下のとおり。
  1. 2013 年 12 月 17 日、モロッコ税関はアガディール（Agadir）港において、オランダ向けコンテナ貨物（トマト）内に隠匿された大麻樹脂（16.5kg）を摘発。
  2. 2013 年５月 31 日、スペイン税関はマラガ向けの船内から海上で大麻樹脂（16 トン）を摘発。
  3. 2013 年４月 25 日、フランス税関は、仏西国境のビリアトゥ（Biriatou）において、スペインからオランダに向かうトレーラー・トラックから大麻樹脂（5.5 トン）を摘発。

ニ．カート
・カートは、エチオピア原産で 15 世紀頃にアラビア半島（特にイエメン）において栽培されるようになったニシキギ科の灌木である。葉をゆっくりと咀嚼することによりアンフェタミンに匹敵する興奮作用及び多幸感を得られると言われている。
・カートの法規制は各国で差があり、特にヨーロッパでは、EU 加盟国のうち半数強の国において合法とされている。
・カートは、主に英国等の国に合法的に輸入されており、また、スカンジナビア半島や米国向けに輸出されている。
・2012 年及び 2013 年に摘発の多かった上位 10 カ国の摘発件数及び押収量について、特段大きな変化はみられなかった。香港については、2012 年に上位 10 位に入っていたが、2013 年には圏外となり、代わりにオランダが上位 10 位に入った。オランダでは、最近、法改正を行い、カートを禁止薬物に指定した。

・2012 年から 2013 年にかけて、カート製品の摘発件数は 30%以上増加、また、押収量は 40%以上増加しており、世界各国で 168 トン以上が税関により摘発されている。

・増加率が最も高かったのは米国であり、押収量は 56 トンから 80 トンに増加した。また、フランスは 2.6 トンから 34 トンに、ノルウェーは、６トンから 12 トンにそれぞれ増加した。また、オランダでは、302 件の摘発があり、8.9 トンを押収している。

・2013 年の摘発を件数ベースでみると、ほとんどが郵便、急送貨物（92%）を使用したものであった。航空貨物（５%）、陸路輸送（２%）がそれに続く。

・2013 年の摘発を押収量ベースでみると、輸送手段は前年とほぼ同じ傾向であり、郵便・急送貨物（41%）、航空機（旅客及び貨物）（７%）、鉄道（1.5%）であった。

・郵便、急送貨物が輸送手段の大半を占める主な要因として、カートの使用にあたっては鮮度が重要となることが挙げられる。

ホ．向精神薬[3]

・2013 年の向精神薬の押収量は、前年に比べ急減した一方、摘発件数は前年比で 2,000 件以上増加した。押収量は下落したものの、新製品の出現や、密輸手口の巧妙化という点で、向精神薬の脅威は依然高まっているといえる。

・向精神薬の取締りを積極的に行っている地域は、アジア大洋州、北米、中東、西アフリカ、西欧、東欧及び中欧、北アフリカ、中央アフリカ地域であり、各地域において、100kg から５トンもの向精神薬が摘発されている。その他地域においては、押収量は 100kg 以下であったと報告されている。

・押収量が全体的に減少する中、西アフリカ地域においては急増しており、2012 年の 47kg から、2013 年には 8 トンに増加している。この増加傾向は、中東地域でも見られ、過去 2 年間で押収量は 40%以上増加した。また、東欧及び中欧地域においても 70%以上増加した。

・北部アフリカ及び中央アフリカ地域においては、2012 年にはほとんど摘発がなかったが、2013 年には押収量がそれぞれ 269kg 及び 118kg と急増した。

・強調すべき点として、北米、アジア大洋州及び独立国家共同体（CIS）の各地域において、押収量が大幅に減少したことがあげられる。全体として、2013 年は東部アフリカ及び南部アフリカを除くアフリカ諸国で向精神薬の摘発が飛躍的に増加した。これらアフリカ地域の税関による取締りの成果は、税関検査の有効性やこの種の薬物の消費市場が世界中で新たに生まれていることを物語っている。

・摘発件数でみると、向精神薬の密輸に最も使用される手段は、郵便、急送貨物であり、2013 年では押収量がわずかに減少したものの、摘発件数は増加した。押収量でみると、2012 年、2013 年ともに、輸送手段が「歩行者」であるものが最も多く、過去２年間で摘発量に大きな変化はみられなかった。

・車両による輸送については、摘発件数でみると「歩行者」によるものに次いで多く、前年比で微増している。他方、押収量ベースでは２年間で約半減している。海上輸送については、2012 年から 2013 年にかけて、押収量が急増（約２倍）したが、摘発件数は急減した。これは海上輸送は１件あたりの量が多くなるためである。航空輸送は海上輸送に次いで多く、押収量は２トンを超えた。それに続く鉄道輸送は、押収量、件数ともに増加した。

① アンフェタミン

・2013 年は約 50 カ国からアンフェタミン摘発の報告があった。摘発件数は前年より僅かに減少（631 件→622 件）しただけであったが、押収量については前年の 28 トンから大幅に減少し、12 トンであった。

・国別に見ると、前年にアンフェタミン摘発の大部分を占めていた米国及びサウジアラビアの押収量が大幅に減少したことが、押収量全体の著しい減少につながっている。

・前年摘発の多かった中国(14 件)からは１件も摘発の報告がなかった。

・オランダ、スウェーデン、ポーランド、ノルウェー及びドイツでの摘発は増加した。

・ブルキナファソは 2013 年の摘発件数で初めて上位 10 カ国に入り、押収量では最も多い８トンを超える摘発があった。

・ブルキナファソにおける摘発の増加傾向から、紛争等の影響を受けやすいサヘル地域、特にテロリストの活動が確認されているマリやニジェールにおいて、アンフェタミンの新たな消費市場が形成されつつあることが窺える。

・ブルキナファソで摘発されたアンフェタミンの仕向地はマリとニジェールであり、仕出地であるガーナから自動車、自転車、バイク等によって輸送された。アンフェタミンの摘発はその他の周辺国からも少量ではあるが報告されていることから、これらの地域でアンフェタミンの密輸ルートが広がっているおそれがある。

・アンフェタミンの輸送手段は、米国、サウジアラビア、ドイツ、ノルウェー、スウェーデン及びフランスからの報告によると、陸路が大部分を占めている。

② メタンフェタミン（覚醒剤）

・2013 年は、53 ヵ国からメタンフェタミン摘発の報告があり、前年より 11 カ国増加した。摘発件数は前年の 1,848 件から 1,870 件に、押収量は前年の 9,245 kg から 12,129 kg に増加した。

・国別に見ると、米国と豪州における摘発が著しく増加しており、また日本も押収量において前年のほぼ２倍となった。香港、インド、イスラエル、インドネシア及びスウェーデンも増加している。

・ドイツ、中国、タイ及びフランスでは押収量が減少し、前年摘発の多かったタジキスタンからは１件も報告がなかった。

・2013 年にはアフリカ諸国からもメタンフェタミン摘発の報告があったが、これは、オペレーション偏西風２が実施されたことによるものである。
・輸送手段については、アジア・大洋州諸国の大部分で最も多いのが航空輸送及び郵便・急送貨物であり、ある国では 65%を超えた。一方、米国では車両が 41%、徒歩が 17%である。豪州では 40%が海上輸送であった。
・仕出国で最も多かったのはメキシコであり、米国における摘発の 83%、日本における摘発の 62%を占めた。日本向けでメキシコ（62%）に続いて２番目に多かった仕出国はインド（13%）であった。インドはバングラデシュにおける摘発の 99%を、タイ、マレーシア及びシンガポールにおける摘発の約 50%を占めた。
・シンガポールにおける摘発の仕出国はインドに次いでガーナ、ベナンの順に多かった。香港仕出しはインドネシアにおける摘発の 50%を占め、中国仕出しは豪州における摘発の 96%を、イスラエルにおける摘発の 60%を占めた。
・西欧ではアラブ首長国連邦仕出しが多く、ドイツにおける摘発の 60%を、チェコにおける摘発の 30%を占めた。フランスではカメルーン及びトルコ仕出しが多く、それぞれ 29%を占めた。

③　その他合成麻薬

・フェンシジル（Phensidyl）といわれる薬物はアジア大洋州地域でよく知られており、摘発の報告もほとんどが当該地域からのものである。
・CEN データベースに報告された情報によれば、この製品の製造や輸送はインド及びバングラデシュに限定されている。2012 年から 2013 年にかけて、摘発件数、押収量ともに減少した。しかしながら、インド-バングラデシュのルートがこの製品の密輸の大部分を占めていることは特筆すべき点である。
・この薬物のほとんど（全体の 99%）は個人により密輸されており、シロップ状で、麻酔薬や抗うつ剤としても使用されている。
・インドにおける使用は合法であるが、バングラデシュでは使用が禁止されている。当該二国間の法規制の差は、バングラデシュにおける大量の摘発（過去 2 年で 300 トン以上）によく表れている。
・フェンシジルの製造についてはミャンマーからも報告があった。
・その他の向精神薬については、トラマドール、合成カンナビノイド、MDMA が多く、それぞれ１トン前後摘発されている。トラマドール（1,714 kg）は 2012 年の３倍以上に増加し、合成カンナビノイド（1,204 kg）は 2012 年の２倍に増加した。MDMA は 2012 年と比べておよそ半減した。
・合成カンナビノイドに分類される物質は、製造方法によって異なる呼び方をされるため、様々な形態や名称のものが存在する。これらは人々の健康に対する大きな脅威であるだけでなく、絶えず作り出される新物質やそれに合わせた頻繁な法改正に適応しなければならず、税関職員にとっても大きな挑戦である。日々これらの物質に関する最新の傾向を把握することが極めて重要である。

・キャプタゴンの摘発は押収量・摘発件数共に大きく増加した。押収量は 2012 年の４トンから 2013 年には 11 トン以上に増加した。
・キャプタゴンはほぼ中東地域のみで流通しており、サウジアラビア、レバノン、ヨルダン、イエメン及びバーレーンにおける摘発が増加した。
・クウェートにおける摘発は減少し、アラブ首長国連邦及びカタールからは１件も報告がなかった。2012 年に報告がなかったレバノンから、３件計約２トンの摘発が報告されたことは注目に値する。
・サウジアラビアでの摘発が 2012 年に引き続き最も多く（押収量は 2012 年の 2.5 倍に増加）、同国が依然として主要な消費地であることがわかる。また、ヨルダンでの押収量は 2012 年の約４倍に増加した。
・これらの地域ではアンフェタミンの売買及び使用に対し重罰が設けられており、死刑が適用される国もあることから、アンフェタミンの代用品としてキャプタゴンが利用されている。さらに、シリアの不安定な情勢がキャプタゴンの取引を助長している。近隣国でのレバノンでも犯罪グループがキャプタゴンの売買で得た利益を戦争の資金源にしており、同薬物の摘発が増加している。また、レバノンはキャプタゴン生産国としても知られている。
・輸送手段については、サウジアラビア、ヨルダン及びイエメンにおいては車両が多く、レバノンでは海上輸送が多い。
・仕出国については、サウジアラビアにおいてはヨルダン及びシリア仕出しが、アラブ首長国連邦においてはレバノン仕出しが多い。レバノン、ヨルダン及びサウジアラビアが中東におけるキャプタゴンの主要な取引圏を構成していると考えられる。

２．銃砲等

・CEN データベースに報告された 2014 年１年間の世界各国の税関における銃砲の摘発実績は 1,829 件（5,979 丁）であった。また、銃砲弾は 1,895 件（5,336,681 点）であった。
・国別に見ると、米国の摘発件数が最も多く、銃砲（1,083 件）及び銃弾（1,014 件）ともに全体の半数以上を占めていた。
・地域別に見ると、アジア・大洋州地域では銃砲３件（４丁）及び銃砲弾２件（351 点）の報告があった。
・ヨーロッパ地域の摘発報告は、銃砲 256 件（1,462 丁）であった。
・中東地域では銃砲 214 件（1,294 丁）の報告があった。
・上記の他、アフリカ地域のマリ、ナイジェリア等、米州地域のメキシコ、キューバ、アルゼンチン、ベネズエラ、ブラジル等、また、CIS 地域のロシア、カザフスタン等からも銃砲に関する摘発報告があった。